

第3次愛知県環境基本計画
答 申
(案)

平成20年2月
愛知県環境審議会

目 次

第 1 章：計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 3

第 2 章：環境の現状と課題

- 1 社会経済動向の変化 4
- 2 環境の現状と課題 12

第 3 章：計画の目標

- 1 私たちの目指すもの 21
- 2 計画の目標実現に向けた5つの社会づくり 21

第 4 章：施策展開の方向

- 1 施策展開にあたっての視点 23
- 2 施策の体系 24
- 3 施策の内容 26
 - 第1 温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり . 26
 - 第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり 36
 - 第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり 46
 - 第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり 56
 - 第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり 64
- 持続可能な地域づくりプログラムの推進 72

第 5 章：計画の推進・進行管理

- 1 各主体に期待される役割 84
- 2 計画の推進 88
- 3 計画の進行管理 89

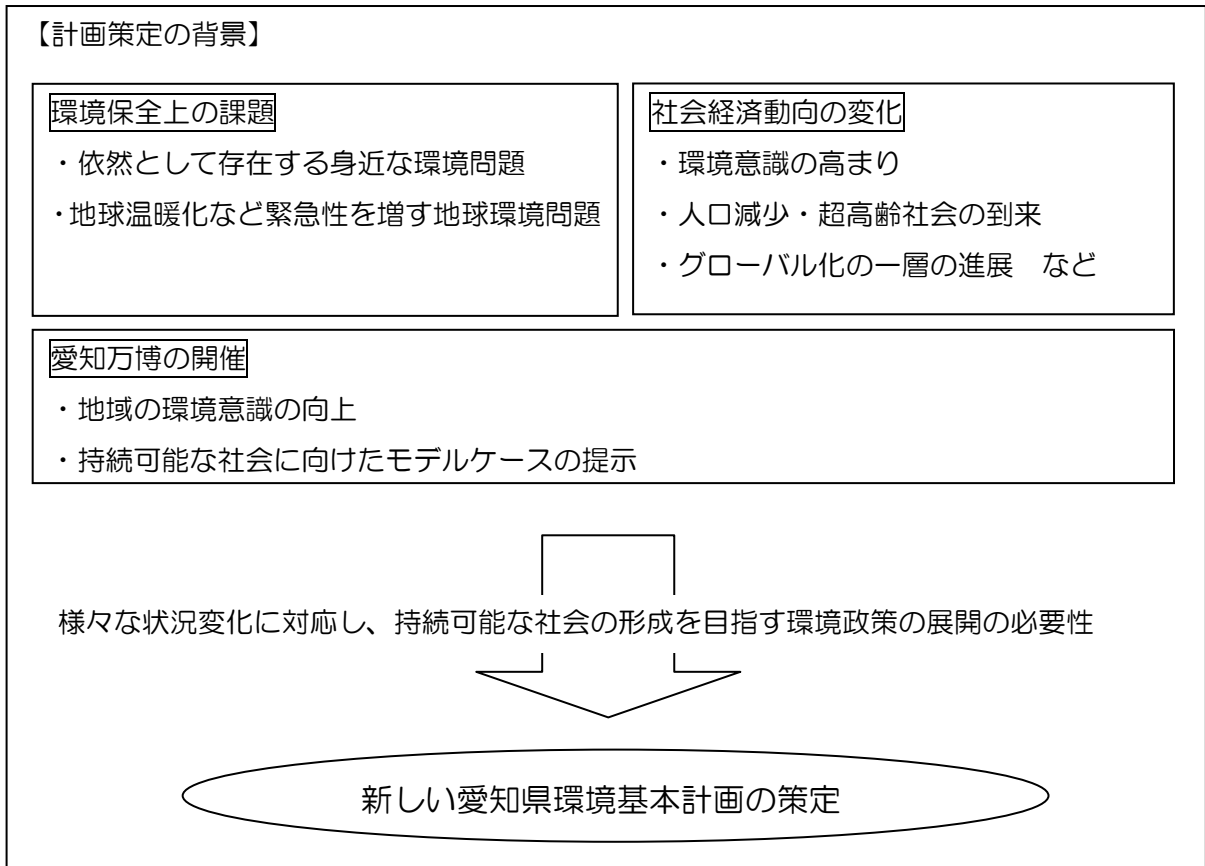
第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

- 本県では、環境保全の基本理念等を定めた愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に愛知県環境基本計画を策定しました。そして、平成14年9月には同計画を改定し、目指すべき将来像として「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする社会の姿を提示するとともに、施策の充実強化を図り、地域の環境保全に成果を挙げてきました。
- しかしながら、自動車交通の集中による局地的な大気汚染、身近な自然の減少、廃棄物の不法投棄など、県民の日常生活における環境問題が依然として残っています。さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など地球環境問題への対応は緊急性を増しています。
- 一方、地球環境問題の深刻さが広く認識されるようになる中で、「もったいない」、「LOHAS」*など環境に配慮した暮らし方に対する関心の高まりがみられるほか、企業の社会的責任という観点から環境問題に積極的に取り組む事業者が増えるなど、環境に対する社会の考え方に大きな変化がみられるようになってきています。また、今後予想される人口減少・超高齢社会の到来、一層の進展が見込まれるグローバル化など、私たちを取り巻く社会経済動向は大きく変化してきています。
- こうした環境保全上の課題や社会経済動向の変化に適切に対応し、持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルをはじめ、産業経済活動や都市のあり方など、地域づくりのあらゆる分野において、環境の視点を取り入れることが不可欠です。さらに、持続可能な社会の形成に向けて、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が目標を共有し、自主的かつ協働した取組を進めていくことが必要です。
- 「自然の叡智」をテーマとした「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」では、会場整備から様々な行催事に至るまで、環境の視点を取り入れた先進的な取組が展開されました。愛知万博は、この地域の環境に対する意識を高める大きな契機となるとともに、県民、事業者、民間団体、行政の協働による取組のモデルケースを提示したものと考えます。
- 現在、本県は、2010年（平成22年）に開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）*の県内での開催を目指し、誘致活動を進めています。COP10の誘致・開催をはじめ、万博の理念と成果を継承した様々な取組を通じ、本県は万博開催県として、全国・世界に持続可能な社会のあり方を発信していくことが求められています。
- こうした状況を踏まえ、環境政策のさらなる展開を図るため、新たな計画を策定します。

* LOHAS (Lifestyles Of Health And Sustainability)
健康と持続可能性を重視するライフスタイルを指す。

* 生物多様性条約第10回締約国会議(COP(Conference Of the Parties)10)
生物多様性条約を締約した国々が概ね2年ごとに集まり、地球上の多様な生物の保全を図ること等を目的として、各種の国際的な枠組みを決定する環境分野では世界トップクラスの国際会議で、2010年(平成22年)に第10回の会議が開催される。



2 計画の位置付け

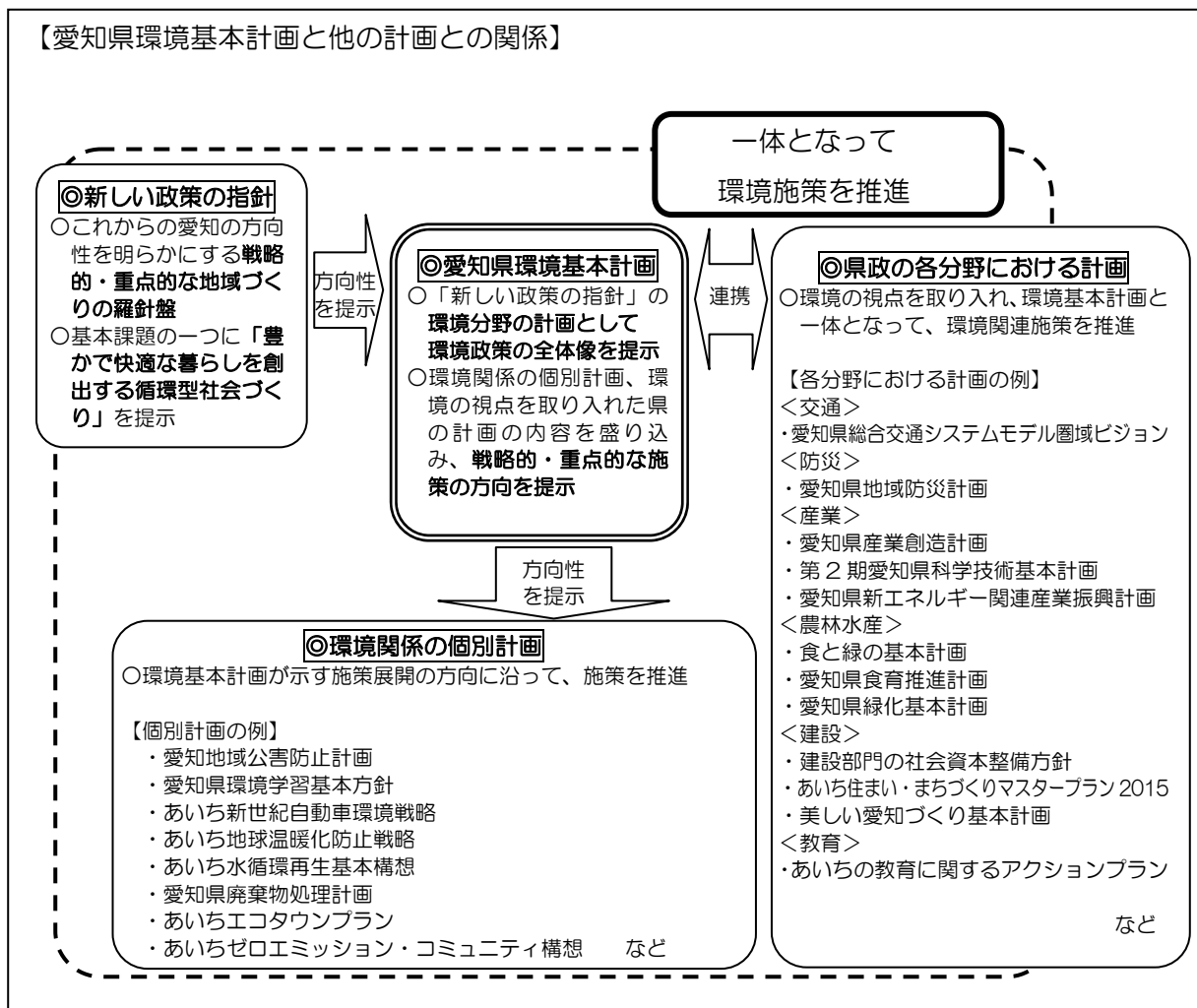
(1) 計画の目的

- 本計画は、愛知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が策定するものです。
- また、今日の環境問題は、県民、事業者、民間団体、行政のすべての主体が自主的かつ協働して取り組む必要があります。本計画は、こうした各主体が環境の取組を実施する際の指針となるものです。

(2) 他の計画との関係

- 本県では、平成 18 年 3 月に、これからの愛知の方向性を明らかにする戦略的・重点的な地域づくりの羅針盤として「新しい政策の指針」を策定しました。その中の基本課題の一つに「豊かで快適な暮らしを創出する循環型社会づくり」を掲げています。本計画は、この「新しい政策の指針」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。

- また、本計画は、「あいち新世紀自動車環境戦略」、「あいち地球温暖化防止戦略」等の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって環境施策の総合的・計画的推進を図るものです。



3 計画の期間

- 本計画は、21世紀の第1四半世紀の2025年（平成37年）頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示した上で、2015年（平成27年）までの間に取り組むべき施策の方向を示します。
- また、概ね5年ごとに計画全体の点検を行うとともに、新たな環境保全上の課題や社会経済動向の大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。